

ブラジルでビジネスを行う上で の税務の課題点及び税制提案

2019年9月11日

ブラジル日本商工会議所

通関・税制WG長：吉田幸司

(Head of Japan Desk of KPMG Brazil and South America)



稅務關係

実施アンケート概要



日本からブラジルに進出している日系企業が直面している共通する税務上の課題を把握するために以下の通りにアンケートを実施

- アンケート実施期間
2019年6月17日～2019年7月30日
- アンケート対象企業及び対象企業数
日本からブラジルに進出している日系企業（日本に親会社を有する企業）を対象として213社
- アンケート回答企業数
74社（35%）
- 質問内容の概要
全部で49問あり（会社規模に関する質問等含む）、一般的にブラジルビジネスを行う上で障壁となっていると考えられる事項について質問税制

現状/課題

- アンケート回答者全員がブラジルの間接税の多さがブラジルの競争力を阻害していると回答しており、これが、投資の弊害の1つの要因となっている。
- ブラジルの税務手続が非常に煩雑であり、税務作業時間が世界一多い国とみなされている（世界銀行調査）。
- 日系企業においても税務担当者を多く抱えている企業も多数存在。
- 多国籍企業がグループ全体で同じシステムを利用したくても、ブラジルの税制の複雑さ故にブラジルだけが別システムを入れるなど追加の対応が必要となっている。
- 税制が複雑でまた数も多く正しい理解をするのに相当の労力を要する。
- 税務申告のデータが多すぎる。また、税務申告に誤りがある場合、納税金額に関係しないところを修正する場合までもペナルティーが生じることから自主的な修正をためらう可能性。

提案

- ブラジル政府が推し進めている税制の簡素化については、日本企業としては強く支持しており、連邦税だけではなく、ICMS, ISSも含めた税制改正を行う。
- 申告書類（データ）の見直し、簡素化。また、ペナルティー（特に納税金額に関係がないところ）についての見直し。



税制改正の頻度

現状/課題

- 頻繁な税制改正によって企業の負担が生じている（コンサルタント費用、システム導入等）。
- 税制改正についていけない場合、税法違反となり、税務調査での追加納税の可能性。
- 連邦、州、市で矛盾する税制の存在（デジタル課税等）。
- 頻繁な税制改正が法律の不安定さを招いており、結果として企業に負担を強いており、また訴訟が多く発生する要因となっていると考えられる。

提案

- 税制改正内容公表後、施行まで、企業がしっかりと対応できるよう十分な期間を設ける。
- データアナリティクスなどの手法を用いて、税法間の矛盾を解消。
- 出来る限り解釈の違いが生じないような安定した税法の制定。



連邦税の還付/相殺

現状/課題

- 多くの企業（54社）で連邦税の税務クレジットを有している。
- 特に輸出業者にとっては、通常、連邦の間接税クレジットが溜まることになり、還付を受けることで解消するものの還付手続きに時間を要することもある（最長10年）。
- また、相殺については、Per/Dcompを通じて自動で行われるが、最終的に相殺できなかったケースも存在。

提案

- 還付手続きの簡素化、迅速化

現状/課題

- 多くの企業（40社）でICMSクレジットを有しており、その金額が企業の年間売上高を超えている企業も複数存在（21社）。
- 特別レジューム等を適用しても、ICMSクレジットの解消がなかなか進まず、キャッシュフローに悪影響を及ぼしている。
- また、特別レジューム等の適用申請しても、承認までに長期間を要する（最長7年）ケースも多い。
- サンパウロ州では、ICMSクレジットの還付が不可能。
- ICMS-STがキャッシュフローへ及ぼす影響は大きく、また、設定されている利益率が実際の利益率より高い、また、利益率の見直しが頻繁に行われ、そのたびにシステム変更などの対応を強いられており、この制度の存在がブラジルの競争力を阻害している。
- Nos-Conformeの適用が進められているものの不明瞭な点がある。

提案

- ブラジル政府が目指す税の簡素化をICMSも含めて強烈に推進する。
- ICMS-ST税制の廃止もしくは利益率の見直し。ただし、頻繁な利益率の見直しは企業負担の増加を招いているため、見直し頻度を抑える。
- ICMSの還付を認める。
- 州間取引のICMS税率4%の税率の引上げ。
- 製品、州のよって異なる税率を極力同一の税率とする。

移転価格税制

現状/課題

- OECD加盟を目指して、現在ブラジル税務当局が移転価格税制の検討を行っていることは理解し、支持しているものの、現状はOECDガイドラインと異なる移転価格税制となっていることから、多くの企業（31社）で法人税の加算調整を行っており、グローバルで考えた時に二重課税となっている。
- 加算調整が必要となる理由として①PRL法の利益率が実際の利益率より高い、②輸入取引において他のメソッド（PIC、CPL）を利用しようとしてもその適用が難しい、③為替の影響が考慮出来ない 等が挙げられる。
- 移転価格税制適用のためにコンサルタントの利用が必要となり、企業負担が生じている。

提案

- OECD加盟に向けて更に力強く推進し、出来るだけ早急に移転価格制度をOECDガイドラインと同様にする。

OECDガイドライン適用までに時間を要すると考えられ以下についても提案

- 為替の影響を考慮できる移転価格制度
- APA制度の導入
- PRL法の利益率の再見直し

現状/課題

- 多くの会社（37社）で過去5年以内に税務調査を受けている。
- 税務調査官によって意見が異なる。
- 税務調査を実施する通知を受けてから調査開始までが非常に短期間であり、また、税務調査項目が多岐にわたることから対応が困難なケースも有る。
- 同じデータの提出を求められる。
- 納税の公平性がかけていると感じる。

提案

- 税務調査の通知から開始まで一定期間を設けて納税者がしっかりと対応できるようにする。
- データアナリティクスについてさらに推し進め、納税者が提出するデータの再提出などの二度手間をなくす。
- さらには、過去の調査内容、裁判の判決、タックルーリングなどについてもデータアナリティクスなどを行い、極力統一した見解が出るようにする。
- 納税の公平性を感じれるように、インフォーマル経済撲滅への取組の強化。

現状/課題

- 多くの企業（49社）で税務訴訟を抱えており、中には20年以上も前の訴訟案件も未だに存在する。
- 同様の訴訟案件も複数存在。
- 訴訟のためには企業は従業員を採用、また、弁護士へ依頼するなど対応への費用が生じている。
- 日本の親会社からしてこのような多くの訴訟は。潜在的リスクを恐れて投資を控える可能性がある。

提案

- 訴訟プロセスの迅速化。特に古い案件については早急な対応が望まれる。
- 同様の訴訟内容についてはまとめた判決を行うなどの訴訟プロセスの効率化。
- データアナリティクス等を行い、同様の案件には同様の判決が出るような体制整備。

税務インセンティブ



現状/課題

- 約半数の企業（35社）で税務インセンティブを利用。
- ただし、その適用にあたって、適用条件が明確でない、要求事項が厳しく適用にあたっての弊害が存在（法律の不安定、不確実性によるものと考えられる）。

提案

- 税務インセンティブ適用条件の更なる明確化、適用条件の緩和

ロイヤリティ

現状/課題

- 多くの企業が関連会社へロイヤリティを払っており、その契約書はINPIへ登録している
- また、その契約については、1回目は再度INPI登録が認められているものの、2回目が認められるかどうかは不安である。（法律で禁止されている場合、また、専門家から不可能と言われたというケースあり）

提案

- ブラジルの企業が事業を行うにあたって本当に必要な技術に関する契約であれば延長は認めてほしい
- INPI登録が2回目可能なものであれば、その旨を明確化してほしい



通関関係

通関WGメンバー

協力：森田 透（ブラジル日本通運 役員補佐）
／谷口雅治（IDL Express Japan Desk 営業部長）

通関関係

- ストライキ削減
- 通関手続きにおけるリードタイムの保証（通関基準の標準化、
手続の明確化による正確な通関時間の確保）
- 輸入ライセンスに関わるルール改善
- OEA (Operador Econômico Autorizado)制度の推進（OEA認定企業の
拡大、日伯間における相互承認の実現）
- **NCMの事前教示制度の迅速化**
- **AFRMM（商船隊更新追加税）の廃止**
- **罰金に関わるルール改善（特に輸入ライセンスの船積み前発行
が船積み後になったケースでの罰金の廃止）**
- ハイスペック設備導入の促進
- 部品産業に対する輸出施策の強化（ドローバック制度の簡略化
による輸出促進）
- **梱包木材検査に於いて木材に問題があると判定された場合、貨物
の輸入通関に入るプロセスの迅速化と対応インフラの整備。（梱
包材の輸出がブッキングされるまでの期間約10～20日間プロセ
スが停滞している。）**



Muito Obrigado